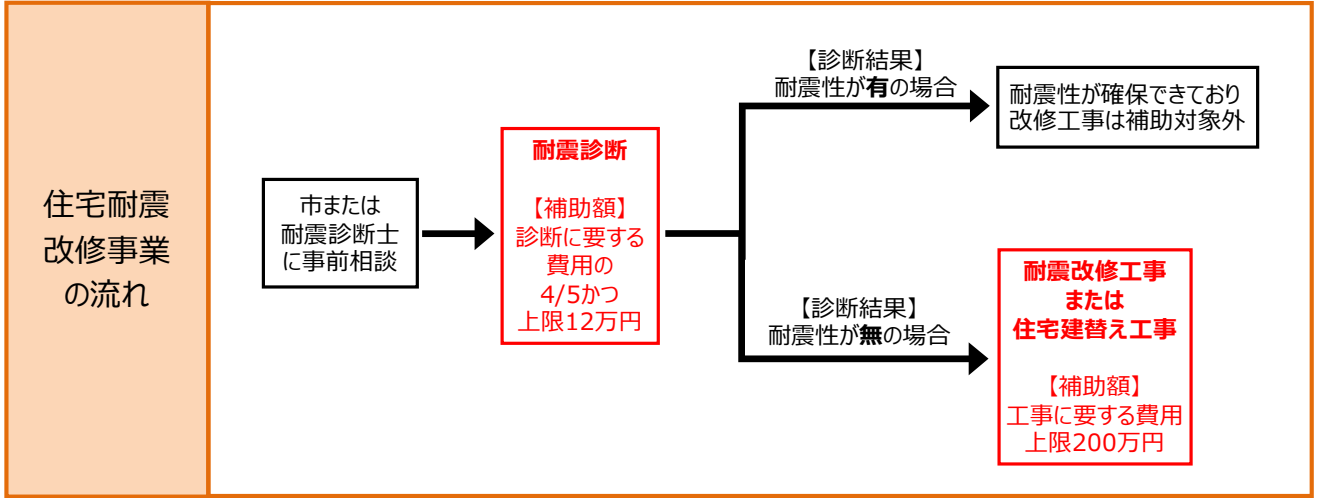


能美市被災住宅耐震改修工事等補助金

令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下した住宅の耐震化を図るため、既存からの制度を拡充し、耐震診断・耐震改修工事・建替え工事の費用の一部を支援するもの

	既存制度	新制度(既存制度からの拡充)
対象者	住宅の所有者（親子等を含む）又は居住者（いずれも予定者を含む） ※空き家の場合は、事業完了後速やかに居住するもの	住宅の所有者（親子等を含む）又は居住者（いずれも予定者を含む） ※空き家の場合は、事業完了後速やかに居住するもの
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 ・店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の面積が1/2未満のもの	<u>令和6年能登半島地震で被災し、</u> <u>罹災証明書が発行された</u> <u>一戸建ての住宅、長屋、共同住宅</u> ・店舗等の用途を兼ねる場合、店舗等の面積が1/2未満のもの ※建築年は問わない ※建替えは半壊以上に限る
対象事業と補助額	耐震診断：耐震診断に要する費用の4/5かつ上限12万円 耐震改修：上限200万円 (令和6年度より150万円から200万円に引上げ)	耐震診断：耐震診断に要する費用の4/5かつ上限12万円 耐震改修：上限200万円 <u>建替え：上限200万円</u> <u>(半壊以上に限る)</u>



建替え要件	・罹災証明による被災状況が半壊以上であること ・被災住宅の解体前に耐震診断を行い、耐震性がないもの ・公費解体との併用をしないこと ・被災住宅の敷地を含む敷地で建替えを行うこと ・建替え後の住宅は、建築物エネルギー消費性能基準に適合すること	【お問い合わせ】 能美市 土木部 まち整備課 住所：能美市寺井町た35 (寺井分室1階) 電話：0761-58-2251 FAX：0761-58-2298 machiseibi@city.nomi.lg.jp
-------	--	---